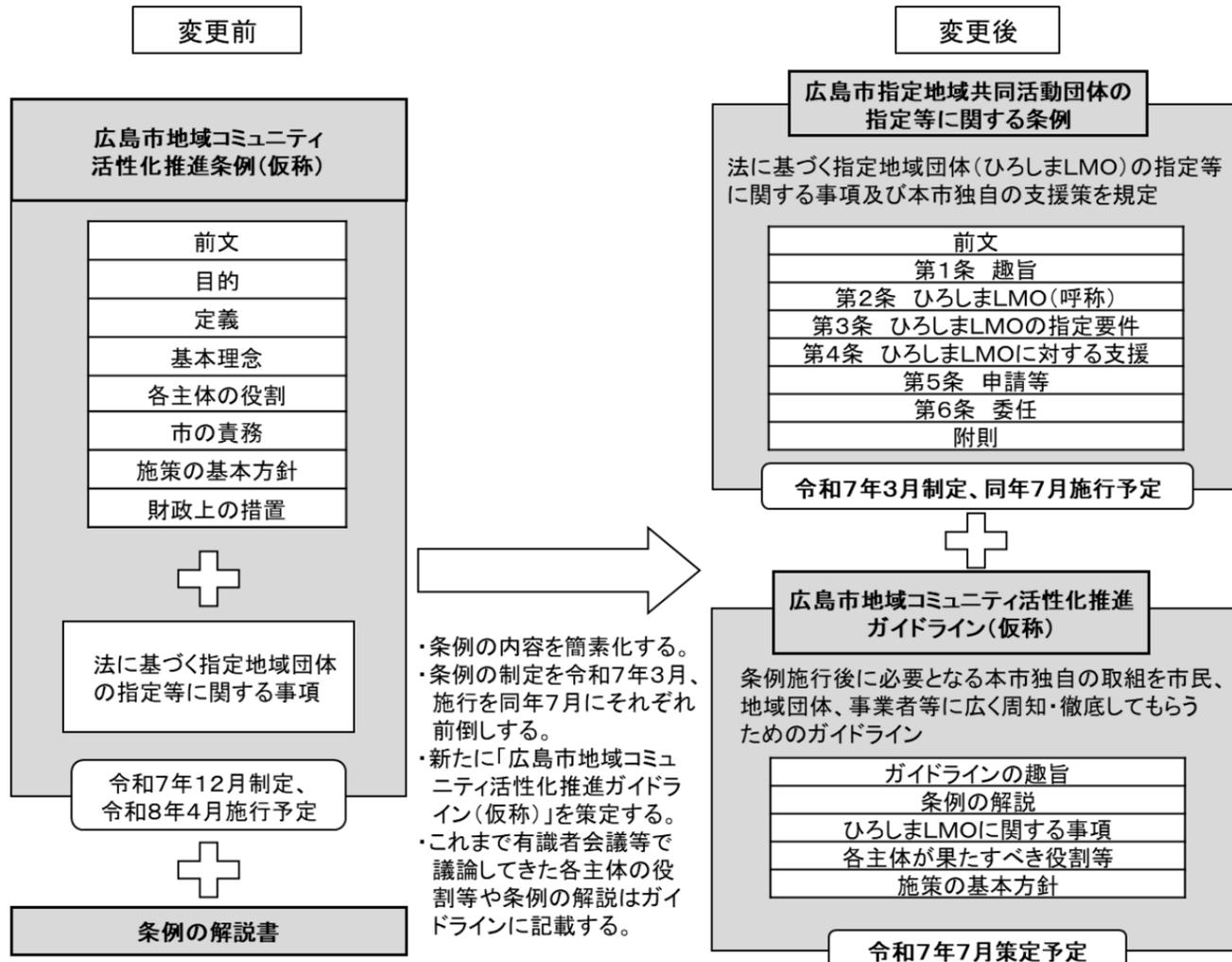


1 経緯等

- 本市では、昨年度から有識者会議やワークショップ等での意見を踏まえながら、「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」の令和8年4月の施行を目指して検討を進めてきた。
- こうした中、国において、地域の多様な主体との連携・協働を促進する環境を整備するための「指定地域共同活動団体」（以下「指定地域団体」という。）制度を盛り込んだ改正地方自治法（以下「法」という。）が令和6年6月に成立し、同年9月26日に施行された。これにより、本市が独自に推進してきたひろしまLMOづくりの言わば基盤固めは国によって認知され、法律レベルで達成されたことになった。
- 法において、「市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。」と指定地域団体への支援が規定されたことから、これまで本市が実施してきたひろしまLMOへの支援について法的根拠が付与されることになった。
- このため、これまで令和7年12月の定例会への提出を目指してきた条例案については、法に基づく指定地域団体制度を前提に、本市独自の支援策を中心とした簡素なものにすることが可能となったことから、その提出時期を当初予定していた令和7年市議会12月定例会から令和7年市議会2月定例会に前倒すこととし、条例制定時期を3月、施行を令和7年7月とした上で、所要の準備を行っていくこととする。
- また、市民、地域団体、事業者等が、共助の精神に基づく市民主体のまちづくりを推進する際の指針とするため、条例の解説、各主体の役割や本市の施策方針等をまとめたガイドラインを作成することとした。
- この度、10月29日に開催した第3回条例有識者会議での議論を踏まえ、条例素案がまとまったことから報告を行うものである。



2 条例素案の概要（条文の詳細は資料2のとおり）

(1) 条例の題名

- 条例の題名については、一般的に、条例の内容を的確かつ簡潔に表していることや条例の内容が推察できることといった観点で定めるものとされている。
- 本条例は、法に基づく指定地域団体の指定等に関する事項を定めるものであることから、条例の題名を「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」とする。

(2) 前文

条例制定に至った背景や趣旨、目的を明らかにする。

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 背景 | <ul style="list-style-type: none"> 人口減少や少子高齢化の進行等により、地域コミュニティの活力低下が懸念される中、本市においては、持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」を基盤とした市民主体のまちづくりを推進してきた。 国において、指定地域団体制度の導入について規定した改正地方自治法が施行された。 |
| 趣旨、目的 | <ul style="list-style-type: none"> 国の指定地域団体制度を活用し、「ひろしまLMO」への支援を一層充実させることにより、共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図り、もって地域共生社会の形成に資するために、地方自治法に基づき、この条例を制定する。 |

(3) 第1条（趣旨）

本条例の趣旨は、地方自治法第260条の49第2項の規定に基づき、指定地域団体の指定等に関し、必要な事項を定めるものであることを規定する。

(4) 第2条（ひろしまLMO）

本市においては、指定地域団体をひろしまLMO（エルモ）と称することを規定する。

(5) 第3条（ひろしまLMOの指定要件）

指定地域団体の指定に当たっての具体的な要件は、地域の実情に応じて市町村の条例で定めるとされていることから、指定に当たっての具体的な要件を規定する。

| 項目 | 内容 |
|-------------------|---|
| 特定地域共同活動の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の生活支援に資する活動 など |
| 適正な運営を確保するための内容 | <ul style="list-style-type: none"> 団体の運営に関する主な事項が、団体の構成員の意思に基づき決定されていること など |
| 地方自治体が条例で定める独自の要件 | <ul style="list-style-type: none"> 地区・学区社会福祉協議会及び連合町内会・自治会が構成団体となり、かつ、規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること 共助（広く地域住民の利益の増進を図るための地域住民等による支え合いをいう。）の精神に基づく市民主体のまちづくりを持続的に実践しようとしていると認められる者で構成する団体であること など |

(6) 第4条（ひろしまLMOに対する支援）

法第260条の49第3項において、「市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。」と規定されていることを踏まえ、本市においては、ひろしまLMOに対し、助成金の交付その他の支援を行うことを規定する。また、この支援を効率的かつ効果的に行うために必要があると認めるときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対し、当該支援に必要な協力を求めることができることを規定する。

(7) 第5条（申請等）

指定地域団体の指定の申請に当たって所定の申請書等の提出が必要であること及び指定を受けた後の申請書等の記載事項の変更等の届出が必要であることを規定する。

(8) 第6条（委任）

この条例で定めるもの以外で、法及び条例の施行に必要な事項は、規則で定めることを規定する。

(9) 附則

この条例は、令和7年7月1日から施行することを規定する。

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年11月 市議会総務委員会において条例素案の報告（11月21日）
条例素案に対する市民意見募集（11月下旬～12月下旬）
- 12月 市民等への説明会の開催（12月8日予定）
- 令和7年 1月 第4回有識者会議の開催（1月下旬、条例案の報告及びガイドラインに関する意見交換）
- 2月 市議会2月定例会への条例案の提出
- 3月 地域コミュニティ活性化に関する懇談会の開催（3月中旬、条例案の報告及びガイドラインに関する意見交換）
条例制定（3月下旬）
- 5月 第5回有識者会議の開催（5月下旬、ガイドラインに関する意見交換）
- 6月 市議会総務委員会においてガイドラインの報告
- 7月 条例施行（7月1日）、ガイドライン策定（7月1日）